

【令和7年度】

那覇市まなびクーポン 利用者募集

【申込受付〆切】

令和8年1月31日(土)まで

※窓口申込は1月30日(金)17時まで

▶クーポン利用期限:令和8年2月28(土)まで

★令和7年度の利用申込をまだされていない方が対象です。

対象児童生徒 ※次の要件をすべて満たすこと

- ☑ 那覇市内在住
- ☑ 小学4年生から中学3年生
- ☑ 令和6年度から令和7年度の間に、
次の【A】～【C】の世帯に該当
 - 【A】 生活保護受給世帯
 - 【B】 就学援助認定世帯 (※対象児童生徒が認定されていること)
 - 【C】 児童扶養手当受給世帯 (ひとり親世帯など)

※ 対象児童生徒が同一世帯に複数いる場合は、人数分の申込が必要になります。

クーポン提供額 (年額)

- ・小学生一人あたり: **84,000円**
- ・中学生一人あたり: **120,000円**

ご利用可能な教室

右のQRコードから現在利用
できる学習塾、家庭教師、通信
教育等が確認できます



利用を希望する学習塾等の登
録がない場合、右のQRコード
から登録リクエストが可能です
(※学習塾側の都合により、登録に至らない場合
や、登録に時間がかかる場合があります。あらか
じめご了承ください)



利用申込

オンライン申請 が便利です!



←左のQRコードを読み込み、
必要事項を記入・添付の上、
申込下さい。

★早朝・夜間の時間帯でも、
申込可能です。(土・日・祝日も申込可)

※申込の際には、下記の添付が必要です

- ① 申込者(保護者)の身分証の写し
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)など)
- ② 対象世帯を確認できる書類
 - ・児童扶養手当受給世帯→受給者証の写し
※有効期限が令和6年10月末または令和7年10月末のいずれか
※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります。
 - ・生活保護受給世帯、就学援助認定世帯
→原則として、添付は不要です
※但し、こども政策課にて対象世帯を確認できない場合は、
別途添付を求める場合があります。

書類申込の方

申込書ダウンロード→



※必要書類を全て揃えて、
こども政策課に郵送または
直接窓口にご提出下さい。

※クーポンの利用にあたっては、他の受講者や保護者等を含む第三者に提供、開示、漏えいすることがないように十分に配慮し事業を実施しています。



【那覇市まなびクーポン事業】*クーポン申込に関すること
那覇市 こどもみらい部 こども政策課
〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号(市役所本庁舎 3階50番窓口)
[平日] 8時30分～12時、13時～17時
(※土・日・祝日、慰霊の日(6/23)、12/27～1/4を除く)
電話: 098-861-2110(直通)
E-mail: KM-SEI001@city.naha.lg.jp

【事務局(委託先)】*クーポン利用・教室リクエストに関すること
株式会社 日本旅行沖縄
〒900-0015
那覇市久茂地3丁目21番1号 國場ビルディング2階
[平日] 10時30分～17時30分
(※土・日・祝日、12/27～1/4を除く)
電話: 098-943-2977(直通)
E-mail: naha_manabi@nta.co.jp

※裏面の「よくある質問」もご覧ください。(R7.10)

よくある質問

【申込みについて】

Q 1：申込からクーポンが使えるようになるまでの期間はどのくらいですか？

A 1：①申込後、約 2 週間程度で交付決定した方には、那覇市からクーポン交付決定通知書を郵送します。
（重複申込が判明した方、クーポン対象外の方には、那覇市から電話またはメール等でご連絡いたします。）
②その後、事務局（委託先）より、電子クーポンの利用手順などを記載した「クーポン利用者の手引き」一式を、約 1 ～ 2 週間程度で郵送します。（※手引き一式に、クーポン利用に必要な I D ・仮パスワードを同封します。）
※郵便事情・天候、その他の理由により、送付物の郵送に時間を要する場合があります。
※申込開始直後（4 月～ 5 月）、連休前後、年末年始等は、通常よりお時間を要します。

Q 2：昨年度（令和 6 年度）まなびクーポンを利用しましたが、今年度（令和 7 年度）も申込は必要ですか？

A 2：まなびクーポンは年度ごとに交付しておりますので、昨年度ご利用になった方も改めて申込が必要になります。

【クーポン利用について】

Q 1：いつからいつまでの塾代（受講費等）にクーポンは使えますか？

A 1：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月分までの塾代（受講費等）としてご利用できます。（※電子クーポンの支払処理は2月28日まで）

Q 2：クーポンの利用は月額制ですか？まとめて使うこともできますか？

A 2：クーポン提供額（年額）を一括で交付しますので、下記のような多様な利用が可能です。
① 毎月の月謝代等として利用する
②（夏季・冬季）集中講座等の代金として利用する
③（クーポン利用対象期間内の）費用をまとめて利用する（※教室側との合意が必要です）
④（クーポン提供額の範囲で）複数の教室を利用する など

Q 3：通いたい塾の受講費等が高く、クーポン提供額を超える場合はどうなりますか？

A 3：クーポン提供額を超えた分の費用は、自己負担となります。

Q 4：支払済みの受講費をクーポンで充当することはできますか？

A 4：学習塾によって取扱いが異なりますので、学習塾側と直接ご確認をお願いします。

Q 5：クーポンをきょうだいで利用することはできますか？

A 5：クーポンは対象児童生徒 1 人ごとに交付・利用となりますので、きょうだいで利用することは認めておりません。

Q 6：クーポンの交付後、利用見込みがない場合や、クーポンの利用を辞退したい場合はどうしたらいいですか？

A 6：オンラインまたは書面での届出をお願いします。（オンラインでの届出フォーム→  ）

Q 7：クーポンで使える範囲を教えてください

A 7：クーポンでご利用いただける対象サービスは、下記の表のとおりになります。

対象となる主な教育サービス

項目	利用ができる例
① 科目	国語・算数(数学)・理科・社会・英語・プログラミング
② 初期費用	入会金等、サービスの提供を受けるために必要な費用
③ 受講料・月謝・その他	受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
④ 教材・教具・道具	サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で、登録事業者によるその支払いを行うべき費用（ただし、④のみの利用は不可）
⑤ その他	その他、那覇市が必要と認めた費用